

平成27年3月23日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮問の概要

1 諮問事項

基幹統計調査である「経済センサス-活動調査」（以下「本調査」という。）の平成28年以降の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、総務大臣及び経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

調査計画における「報告を求める事項」、「報告を求める事項の基準となる期日又は期間」、「報告を求める期間」、「調査結果の公表の方法及び期日」、「報告を求めるために用いる方法」及び「集計事項」を以下のとおり変更する。

（1）報告を求める事項

ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化

個人経営について、以下のとおり調査事項を変更し、個人経営以外の事業所と区分した全産業共通的な「個人経営調査票」を新たに設ける。

また、これに伴い、「単独事業所調査票（卸売業、小売業）（個人経営者用）」及び「単独事業所調査票（サービス関連産業B）（個人経営者用）」を廃止する（別紙1参照）。

（ア）「事業別売上（収入）金額の内訳」に記入する項目数について、主業の含まれる事業活動区分内の売上（収入）項目を上位3項目に縮減する。

（イ）主に各産業で独自に把握する産業別の調査事項を削除する（別紙2参照）。

【説明】

平成24年に実施された本調査（以下「前回調査」という。）では、個人経営の数が企業全体の約53%を占め、調査票の審査に多くの労力を要した一方、その売上（収入）金額は企業全体の約2%にとどまっていたこと、また、個人経営については多くが小規模であり、個人経営以外と比較して報告者負担が重いことから、審査事務の効率化及び報告者負担の軽減により統計精度の向上を図るために変更するものである。

イ その他の調査票の構成の見直し

日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等については、前回調査において、「単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」、「企業調査票（建設業、サービス関連産業A）」及び「事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」（以下「建設業、サービス関連産業A」調査票」という。）により把握していたが、当該団体等を対象とする調査票を新たに設ける。

また、「建設業、サービス関連産業A」調査票と、「単独事業所調査票（学校教育）」、「企業調査票（学校教育）」及び「事業所調査票（学校教育）」（以下「学校教育」調査票」という。）をそれぞれ統合する（別紙1参照）。

【説明】

日本標準産業分類の中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等を対象とする調査の効率的かつ円滑な実施を確保するため、調査票を別途新設するものである。

また、上記の調査票の新設に伴い、調査票の配布・回収・集計事務等が煩雑となることを避けるため、「学校教育」調査票を、同じくネットワーク型産業^(注)である「建設業、サービス関連産業A」調査票と統合するものである。

(注) ネットワーク型産業とは、事業所単位で売上(収入)金額の把握ができない産業をいい、事業所に関する集計においては、単独事業所を除き、売上(収入)金額を表章しないこととしている。

ウ 労働者区分の見直し

従業者を把握する調査事項である労働者区分について、表1のとおり、常用雇用者及び臨時雇用者の定義を変更する。

表1 労働者区分の変更

現行	変更案
常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人)	常用雇用者 (期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人)
臨時雇用者 (1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)	臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)

【説明】

公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。)において、労働者の区分等について、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施し、その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行うこととし、平成26年度から実施することとされていることを受けて、平成26年4月から「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(関係する8府省で構成)を開催しており、その検討状況を踏まえ、対応するものである(別紙3参照)。

エ その他の主な調査事項の見直し

その他の主な調査事項の見直しは、表2のとおりである。

表2 その他の主な調査事項の見直し

No.	調査事項	変更内容	変更理由
①	「商品手持額」 <把握対象及び把握時点の変更等> 【単独事業所調査票(卸売業、小売業)】 【企業調査票】 【事業所調査票(卸売業、小売業)】	単独事業所調査票及び事業所調査票から削除し、代わって単独事業所調査票及び企業調査票に以下の調査事項を追加 ・「年初商品手持額」	「諮問第50号の答申 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について」(平成25年6月17日付け府統委第67号)において、商業統計調査の商品手持額について、事業所を対象とした年

No.	調査事項	変更内容	変更理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・「年末商品手持額」 ・「年間商品仕入額」 	末時点での把握から、企業を対象とした年初及び年末時点での把握としたことを踏まえて変更するもの
②	「商品売上原価」 <削除> 【産業共通調査票】 【企業調査票】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】 【団体調査票（政治・経済・文化団体、宗教）】 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】	調査事項から削除	行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたことから削除するもの
③	「店舗形態」 <選択肢の追加> 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】 【事業所調査票（卸売業、小売業）】	選択肢に、新たに「コンビニエンスストア」を追加	従来、「売場面積」、「セルフサービス方式の採用」、「営業時間」及び「飲食料の取扱」を基に格付を行ってきたが、コンビニエンスストアの業態をより正確かつ安定的に格付するとともに、審査の効率化を図るために追加するもの
④	「建設業許可番号」 <削除> 【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】	調査事項から削除	行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたことから削除するもの
⑤	「学校教育の種類」 「学校等種類別収入内訳」 <選択肢の追加> 【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】 【事業所調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】	選択肢に、新たに「幼保連携型認定こども園」を追加	平成25年10月の日本標準産業分類の改定において、中分類「819 幼保連携型認定こども園」が新設されたことに伴い、事業所及び企業の産業格付を適正に行うために変更するもの

(注) 調査事項欄内の鍵括弧（「」）は見直しの対象である調査事項の名称を、山括弧（<>）は変更内容を、隅付き括弧（【】）は対象となる調査票の名称をそれぞれ示している。

(2) 報告を求める事項の基準となる期日等

本調査の報告を求める事項の基準となる期日については、「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に変更する。

また、報告を求める期間については、「平成24年1月から同年3月まで」から「調査実施年5月から同年7月まで」に変更する。

さらに、調査結果の公表期日については、「速報集計結果：調査実施年の翌年1月末、確報集計結果：調査実施年翌年の夏頃から順次公表」から「速報集計結果：調査実施年翌年の5月末、確報集計結果：調査実施年翌年の9月頃から順次公表」に変更する。

【説明】

本調査については、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）において、初回調査の期日を「平成23年6月～7月の間の1日を調査期日（調査日）として定めること」とされたことを受け、当初、「経済センサス - 活動調査に関する今後の取組について」（平成20年5月15日各府省統計主管部局長等会議申合せ）により「平成23年7月1日」を調査期日としていた。しかし、その後、内閣府の国民経済計算の確報推計へのデータ提供の必要上、「平成24年2月1日」に調査期日を変更して実施することとなった。

前回調査では、積雪・寒冷期の調査のため調査員の確保が困難であったほか、確定申告前の時期とも重なり、報告者からの調査票の回収に予想以上に時間を要した等の状況がみられたことから、「経済センサスの枠組みについて」の考え方を踏まえ、また、平成28年7月に実施が想定される参議院議員通常選挙に係る地方公共団体の事務負担等を勘案し、今回調査では、平成28年6月1日を調査期日とするものである。

(3) 報告を求めるために用いる方法

ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）

大型商業施設等において、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とする。

【説明】

地方公共団体から、調査のより円滑な実施を図る観点から、管理会社等への調査員業務の委託が可能となるように改善を求める意見が多く寄せられていることを踏まえ、変更するものである。

イ オンライン調査の範囲の拡大

オンライン調査の範囲については、表3のとおり、全ての報告者を対象に導入する。

表3 オンライン調査の範囲の拡大

	現行			変更案		
	調査員	郵送	オンライン	調査員	郵送	オンライン
単独事業所	○ (一部除く)	○ (一部)		○ (一部除く)	○ (一部)	○
新設事業所	○			○		○
支所を有する企業		○	○		○	○

(注) オンライン調査が可能な報告者は、約25万企業（約130万事業所）から約400万企業（約600万事業所）に拡大する（企業数等は前回調査によるもの）。

【説明】

第Ⅱ期基本計画において、オンライン調査の推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりへの一層の配慮とともに、地方公共団体における審査事務に係る負担軽減など調査の効率的な実施を図る観点から、全ての報告者を対象としてオンラインによる回答を可能とするものである。

ウ 調査の対象区分の見直し

調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分について、単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査の対象に変更する。

【説明】

大規模な単独事業所（資本金1億円以上）については、前回調査において調査員による調査が困難なケースが多かったことから、統計調査の円滑かつ効果的な実施を図るため、より適切な調査方法として、国が民間事業者を活用して郵送やオンラインにより調査する方法に変更するものである。

(4) 集計事項

ア 消費税に係る集計方法の見直し

売上（収入）金額等の経理項目に関連する集計について、前回調査では、報告者が消費税込みで記入したか否かにかかわらず、報告者が記入した金額をそのまま集計していたが、今回調査では、消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法に変更する。

なお、売上（収入）金額等の経理項目について、前回調査では、消費税込みでの記入を原則とし、参考情報として、消費税込みでの記入が困難な場合にチェックする欄を設け、当該欄にチェックを入れ、税抜きで記入する形としていたが、今回調査では、引き続き消費税込みでの記入を原則とした上で、消費税込み又は消費税抜きのどちらで回答するかを選択する調査事項を追加する。

【説明】

第Ⅱ期基本計画において、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税の税込み・税抜きに係る補正）について、平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得ることとされていることを受けて、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」を開催しており、その検討状況を踏まえ、対応するものである（別紙3参照）。

また、売上高等の集計において消費税に関する補正を実施するためには、消費税の税込み・税抜きの別を正確に把握する必要がある。前回調査の方法では、チェック欄が未記入の場合に税込みなのか報告者の記入漏れなのかが確認できないことから、より正確に把握するための方法に変更するものである。

イ その他の集計事項の見直し

集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更を行うほか、利活用の低調な集計事項の削除や類似の集計事項の統合を行うとともに、統計ニーズを踏まえた集計事項の追加を行うなど、集計事項を整理する。

【説明】

調査結果の円滑な集計及び公表を図ることを目的に集計事務の効率化を図るとともに、統計の有用性の向上を図る観点から、統計ニーズ等に十分配慮しながら、集計事項の見直しを行うものである。

3 審議すべき重点事項

(1) 報告を求める事項の変更について

- ア 今回、調査事項を簡素化した個人経営調査票を新設することとしており、当該変更が統計精度の向上に資するものとなっているか、統計の有用性を損なうことはないか、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- イ 今回、日本標準産業分類の中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等を対象とした調査票を新設する一方で、「建設業、サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票を統合することとしており、当該変更が実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- ウ 今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、労働者区分について、常用雇用者と臨時雇用者の定義を変更することとしており、当該変更に伴い報告者に混乱が生じるなど調査の円滑な実施に支障を生じることはないか、定義のとおり適切に把握できるか等、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- エ 今回、調査結果の利活用状況を踏まえ調査事項を削除するほか、審査の効率化のために調査事項を見直すこととしており、統計の有用性及び実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。

(2) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間の変更について

今回、報告を求める事項の基準となる期日を「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に、調査の実施期間を「平成24年1月から同年3月まで」から「調査実施年5月から同年7月まで」に、それぞれ変更することとしており、当該期日及び実施期間の変更が、統計の継続性及び実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。

(3) 報告を求めるために用いる方法の変更について

- ア 今回、大型商業施設等において、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託できることとしており、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- イ 今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、オンライン調査の範囲を調査対象範囲全体に拡大することとしており、その円滑な実施に向けた取組が適切かについて、検討する必要がある。
- ウ 今回、調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分について見直すこととしており、当該変更により実査に混乱が生じないか等、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。

(4) 集計事項の変更について

- ア 今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、売上（収入）金額等の経理項目について、消費税込みに補正して集計することとしており、当該変更に伴い集計作業が増加することとなり、公表時期への影響など統計調査の円滑な実施に支障を生じないかについて、検討する必要がある。
- イ 今回、集計事項の削除、統合等の見直しを行うこととしており、統計の有用性

を確保する観点から適当かについて、検討する必要がある。

(5) 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査は、「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」（平成22年12月17日付け府統委第154号）の「今後の課題」において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者における対応状況の適否等について、検討する必要がある（別紙4参照）。

- 事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。

調査票の構成の見直し

別紙1

- ① 現行では、「卸売業、小売業」及び「サービス関連産業B」(下表G2~R2)以外の産業分類では、個人経営とそれ以外とを区分せずに1枚の調査票としていた。変更案では、個人経営については、個人経営が調査対象外である「農業、林業」、「漁業」及び「協同組合」のほか、調査票を新設する「政治・経済・文化団体、宗教」を除く産業分類では、個人経営以外と区分した1種類の調査票で把握する。
- ② 現行では、「建設業、サービス関連産業A」調査票の中で「政治・経済・文化団体、宗教」を把握していた。変更案では、「政治・経済・文化団体、宗教」を「建設業、サービス関連産業A」調査票から分割して調査票を新設するとともに、「建設業、サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票を統合する。

調査実施年	現行(平成24年調査)				
産業分類	調査員調査		直轄調査		
	単独事業所(純粋持株会社及び一定規模以上の製造業を除く)		支所等を有する企業 ・純粋持株会社 ・単独事業所(一定規模以上の製造業)		
	単独事業所調査票		企業調査票	事業所調査票	
個人経営	個人経営以外				
A 農業、林業	1	単独事業所調査票(農業、林業、漁業)	13 企業調査票	16 事業所調査票(農業、林業、漁業)	
B 漁業					
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	単独事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)		17 事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)	
E 製造業	3	単独事業所調査票(製造業)		18 事業所調査票(製造業)	
I 卸売業、小売業	4	単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人、団体用)		19 事業所調査票(卸売業、小売業)	
P 医療、福祉	6	単独事業所調査票(医療、福祉)		20 事業所調査票(医療、福祉)	
O1 教育、学習支援業(学校教育)	7	単独事業所調査票(学校教育)		21 事業所調査票(学校教育)	
D 建設業	8	単独事業所調査票(建設業、サービス関連産業A)		15 企業調査票(建設業、サービス関連産業A)	22 事業所調査票(建設業、サービス関連産業A)
F 電気・ガス・熱供給・水道業					
G1 情報通信業(ネット業種)					
H 運輸業、郵便業					
J 金融業、保険業					
R1 サービス業(政治・経済・文化団体、宗教)					
Q1 複合サービス事業(郵便局)					
Q2 複合サービス事業(協同組合)					
G2 情報通信業(非ネット業種)					
K 不動産業、物品賃貸業					
L 学術研究、専門・技術サービス業	9	単独事業所調査票(協同組合)	13 企業調査票	23 事業所調査票(協同組合)	
M 宿泊業、飲食サービス業					
N 生活関連サービス業、娯楽業	10	単独事業所調査票(サービス関連産業B)(個人経営者用)	11	単独事業所調査票(サービス関連産業B)(法人・団体用)	
O2 教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)					
R2 サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)	12	産業共通調査票	(注)純粋持株会社及び単独事業所(一定規模以上の製造業)については、単独事業所調査票を配布		



変更案(平成28年調査)					
産業分類	調査員調査		直轄調査		
	単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上の単独事業所を除く)		支所等を有する企業 ・純粋持株会社 ・単独事業所(資本金1億円以上)		
	個人経営調査票	産業別単独事業所調査票	企業調査票	産業別事業所調査票	
個人経営	個人経営以外				
A 農業、林業	2	単独事業所調査票(農業、林業、漁業)	12 企業調査票	15 事業所調査票(農業、林業、漁業)	
B 漁業					
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3	単独事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)		16 事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)	
E 製造業	4	単独事業所調査票(製造業)		17 事業所調査票(製造業)	
I 卸売業、小売業	5	単独事業所調査票(卸売業、小売業)		18 事業所調査票(卸売業、小売業)	
P 医療、福祉	6	単独事業所調査票(医療、福祉)		19 事業所調査票(医療、福祉)	
O1 教育、学習支援業(学校教育)	7	単独事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)		13 企業調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)	20 事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)
D 建設業					
F 電気・ガス・熱供給・水道業					
G1 情報通信業(ネット業種)					
H 運輸業、郵便業					
J 金融業、保険業					
R1 サービス業(政治・経済・文化団体、宗教)					
Q1 複合サービス事業(郵便局)					
Q2 複合サービス事業(協同組合)					
G2 情報通信業(非ネット業種)					
K 不動産業、物品賃貸業	8	単独事業所調査票(協同組合)	14 団体調査票(政治・経済・文化団体、宗教)	23 事業所調査票(政治・経済・文化団体、宗教)	
L 学術研究、専門・技術サービス業					
M 宿泊業、飲食サービス業	1	単独事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)	12 企業調査票	20 事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)	
N 生活関連サービス業、娯楽業					
O2 教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)	9	単独事業所調査票(サービス関連産業B)	11	事業所調査票(サービス関連産業B)	
R2 サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)					
新設用 産業共通、本・支共通	11	産業共通調査票	(注)支所等を有する個人経営については、個人経営調査票を配布		

- G1 中分類「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」
 G2 中分類「39 情報サービス業」、「40 インターネット付随サービス業」
 O1 中分類「81 学校教育」
 O2 中分類「82 その他の教育、学習支援業」

- Q1 中分類「86 郵便局」
 Q2 中分類「87 協同組合(他に分類されないもの)」
 R1 中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」
 R2 中分類「88 廃棄物処理業」、「89 自動車整備業」、「90 機械等修理業」、「91 職業紹介・労働者派遣業」、「92 その他の事業サービス業」、「95 その他のサービス業」

○産業共通調査事項：自家用自動車の保有台数

○産業別調査事項：下表のとおり

鉱業 砂利採取業	製造業	卸売業、小売業	医療、福祉	建設業、サービス関連産業A	サービス関連産業B
<p>■費用（有給役員及び常用雇用者、臨時雇用者にかかる給与総額、その他支給額、鉱業活動に係る費用）</p> <p>■生産数量</p>	<p>■費用（人件費及び人材派遣会社への支払額、原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額）</p> <p>■リース契約による契約額及び支払額</p> <p>■有形固定資産</p> <p>■製造品在庫額</p> <p>■半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額</p> <p>■（製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び）製造品在庫数</p> <p>■加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額</p> <p>■酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額</p> <p>■直接輸出額の割合</p> <p>■主要原材料名</p> <p>■工業用地及び工業用水</p> <p>■作業工程</p>	<p>■販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無</p> <p>■商品手持額</p> <p>■小売販売額の商品販売形態別割合</p> <p>■セルフサービスの採用</p> <p>■売場面積</p> <p>■営業時間</p> <p>■チェーン組織への加盟</p>	<p>—</p>	<p>■建設業許可番号</p>	<p>■宿泊業の収容人数及び客室数</p> <p>■物品貸貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合</p> <p>■特定のサービス業における取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数</p>

※「農業、林業」及び「漁業」については、個人経営は調査対象外。

※「協同組合」については、個人経営は存在しない。

※「学校教育」については、前回調査と同じ内容を把握。

※「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業、サービス関連産業A」及び「サービス関連産業B」は前回調査の単独事業所調査票との比較。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）
における経済センサス-活動調査等に係る記述内容

別表 今後5年間に講ずる具体的施策
「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備 エ 一次統計等との連携強化	◎ 経済センサス-活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス-活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、 <u>調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直し</u> を行う。	総務省、経済産業省	<u>平成28年調査の企画時期までに結論を得る。</u>
	○ 平成28年経済センサス-活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス-活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。	総務省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス-活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。	総務省、関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
	○ <u>売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）</u> について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省	<u>平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。</u>
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ <u>労働者の区分等について</u> 、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、 <u>関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。</u>	総務省、関係府省	<u>平成26年度から実施する。</u>

「諮問第 29 号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス - 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」(平成 22 年 12 月 17 日付け府統委第 154 号)における今後の課題

2 経済センサス - 活動調査の実施

(3) 今後の課題

活動調査^(注)については、事業所と企業という両経済主体の全体を同時に調査するこれまでにない調査であり、事業所と企業の経理事項の関係が明確になり、利用者における利用可能性を格段に広げることが期待される。

しかし、企業内の事業所の売上高の合計と企業の売上高は、企業の内部取引額の扱いにより異なることとなる。

このため、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。

(注) 「活動調査」は、経済センサス - 活動調査を指す。

平成24年経済センサス-活動調査の概要

調査の目的

経済センサス-活動調査は、経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

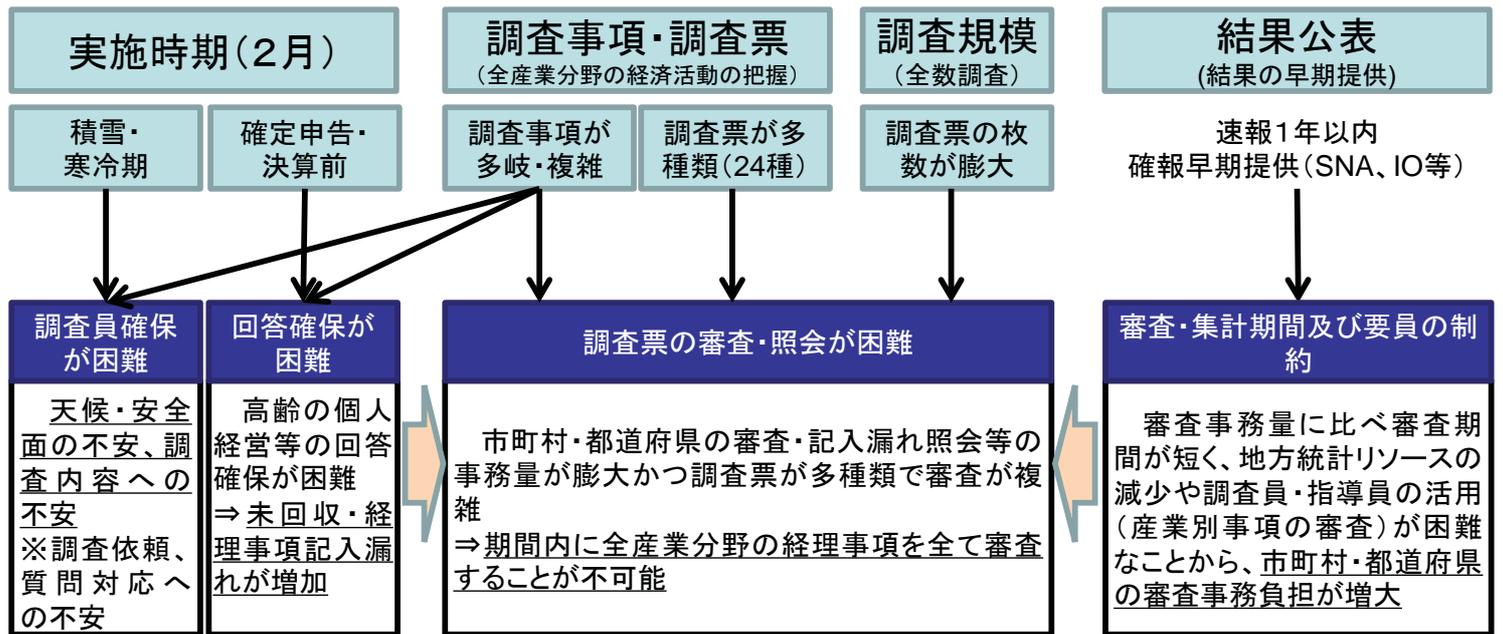
調査の概要

- <調査期日> 平成24年2月1日現在
- <調査実施者> 総務大臣、経済産業大臣
- <調査対象> 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下の事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所（600万事業所）
 - 農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所
 - 家事サービス業に属する事業所
 - 外国公務に属する事業所
- <調査事項>
 - 産業共通調査事項
経営組織、事業内容、売上金額、営業費用及び費用内訳、設備投資の有無 等
 - 産業別調査事項
事業別売上金額、売場面積（小売業） 等
- <調査方法>
 - 調査員調査
総務省・経済産業省—都道府県—市町村—統計調査員—報告者
 - 直轄調査※（郵送及びオンライン）
総務省・経済産業省—報告者
総務省・経済産業省—都道府県—報告者
総務省・経済産業省—都道府県—市—報告者
※民間事業者に調査票の配布・回収を委託
- <結果の公表>
 - 平成25年1月末に速報集計結果を公表
 - 同年夏以降に順次確報集計結果を公表

利活用の概要

- GDP推計や各種調査の精度向上のための利用
- 地方消費税の清算等法令に基づく利用
- 中小企業振興のための補助金分配など国・地方における各種政策への利用

変更の背景(平成24年経済センサス-活動調査の実施状況)



調査員の確保状況	調査票の回収状況	売上高集計の有効回答状況	産業別集計の有効回答状況
<調査員確保率> 全国 92% 市部 92% 政令市 86% 郡部 96% 大都市の調査員確保が不十分(1調査員の事務負担が増大)	<調査票回収率> 調査計 89% 直轄調査 92% 調査員調査 88% (事業所ベース) 回収確保が不十分(調査員調査では9割未満)	<集計対象数の割合> 企業等集計 86% うち大企業 93% (常用雇用者100人以上) 中小規模企業における売上高の回答確保が必要	<主要産業の集計対象数の割合> 製造業 82% 卸売業、小売業 75% サービス関連産業A 77% サービス関連産業B 70% 調査票第2面(産業別事項)の記入・審査精度(記入漏れ補完)の向上が必要

平成24年調査の評価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業数、事業所数、従業者数、付加価値額等の主要結果は、他統計等の結果とほぼ整合的(⇒初回調査としては、経済センサス-活動調査の意義・目的をおおむね達成) ○ 売上高全体の98%を占める法人企業(約195万)は、結果精度に大きな支障が生じない有効回答を確保 ○ 売上高は全体の2%であるが企業数の53%を占める個人経営企業(約218万)の回答確保が必要

(注)上記は、調査実施者(総務省及び経済産業省)が主催する「経済センサス-活動調査研究会」の資料を元に作成している。

1 調査事項・調査票関係

- (1) 母集団情報の整備を進める観点から、小規模事業所の回収率の向上を図るため、調査事項を簡素化した個人経営調査票を設ける。
※ 主に各産業で独自に把握する産業別の調査事項を削除
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）における指摘事項等を踏まえ、「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」の調査事項の追加及び「従業者数」に係る労働者区分の見直しを行う。
- (3) 上記のほか、調査票種類の再整理及び調査事項の見直しを行う。
※ 「政治・経済・文化団体、宗教」調査票の新設、「建設業、サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票の統合
※ 単独事業所に対する調査事項として「単独事業所・本所・支所の別等」を、企業に対する調査事項として「常用雇用者数」及び「支所等数」を、それぞれ調査事項として追加するなど

2 実施時期関係

経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）は、前回調査において、国民経済計算の精度維持を図るとの統計委員会からの要請により、関係府省間で当初に合意した計画（平成23年7月1日）を変更し、平成24年2月1日を調査期日とした。
平成28年活動調査は、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）の考え方にに基づき、平成28年7月に実施される参議院議員通常選挙等を勘案し、平成28年6月1日を調査期日とする。

3 調査方法関係

- (1) 正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るため、また、情報通信技術（ICT）の急速な発展に伴う高度情報化社会の進展を踏まえ、平成28年活動調査では、全ての事業所でオンライン調査を可能とする。
- (2) 調査員調査・直轄調査の対象区分について、一部見直しを行い、単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査に変更する。

4 集計関係

- (1) 調査票等の変更・利用者ニーズ等を踏まえ、集計表等について一部見直しを実施する。
- (2) 第Ⅱ期基本計画における指摘事項等を踏まえ、売上高等の集計に関する消費税の取扱いについて、政府合意にのっとり対応を行う。

5 調査事務関係

- (1) 調査方法の変更に伴い、調査員・指導員・市町村の事務の見直しを行う。
- (2) 平成28年活動調査の調査期日と平成28年7月に実施される参議院議員通常選挙が近接していることを踏まえ、市町村においては、統計調査事務と選挙事務を兼務している場合があることに配慮し、両事務の間に軋轢が生じないように統計調査事務日程を設ける。

<調査の目的>

経済センサス-活動調査は、経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

<調査の概要>

【調査対象】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所

（平成24年活動調査：約600万事業所）

- ・大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- ・大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ・大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

【調査期日】

平成28年6月1日

【調査事項】

○産業共通の基本的事項

- ・平成28年6月1日現在の事項
事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業員数、主な事業の内容等
- ・平成27年1年間の事項
売上高、費用等の経理事項、電子商取引の有無及び割合、設備投資の有無及び取得額等

○産業別の特性事項

- ・製造業：製造品出荷額、在庫額、加工賃収入額、原材料、燃料、電力の使用額等
- ・卸売業、小売業：年間商品販売額、商品手持額、店舗形態、売場面積、営業時間等
など

【調査系統】

○調査員調査：調査員による調査票の配布、オンライン回答又は調査員への提出 総務省・経済産業省－都道府県－市町村－統計調査員－報告者

- ※1 単独事業所（純粋持株会社及び資本金1億円以上の事業所を除く。）及び新設の事業所が対象
- ※2 事業所が入居する施設の管理会社等の民間事業者には調査票の配布・回収等の事務の委託が可能

○直轄調査：郵送による調査票の配布、オンライン回答又は郵送提出

総務省・経済産業省－報告者
総務省・経済産業省－都道府県－報告者
総務省・経済産業省－都道府県－市－報告者

- ※1 支所等を有する企業、純粋持株会社及び単独事業所（資本金1億円以上）が対象
- ※2 民間事業者には調査票の配布・回収等の事務を委託する。
- ※3 調査の前年に、より精度の高い企業単位及び事業所単位の名簿情報を整備するため、「企業構造の事前確認」を実施

<結果の公表>

- 速報集計：平成29年5月末
- 確報集計：平成29年9月頃から順次

経済センサス - 活動調査結果の利活用の状況

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした調査であり、その結果は国や都道府県の施策立案の基礎資料となるほか、民間企業においても幅広く利用されている。

1. 法令に基づく利用

- 地方消費税の清算（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 114、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）35 条の 20、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 7 条の 2 の 10）
 - 地方消費税は最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じて按分される。この「消費に相当する額」は、地方税法施行令及び地方税法施行規則に定められた「消費に関連する指標」に基づいて計算されており、その指標の一つとしてサービス業対個人収入割合が利用されている。

2. 行政上の施策への利用

- 各省の審議会等における経済政策に係る審議の基礎資料として活用（産業別構成比、中小企業に占める小規模企業数の割合など）
- 地方公共団体における行政総合計画策定、企業立地促進・中小企業支援計画の策定などに活用

3. その他

- 国民経済計算、産業連関表の推計への利用
- 他の統計調査の母集団情報として利用
 - 毎月勤労統計調査、雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、民間非営利団体実態調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査など、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報として利用されている。